

3.6.7

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月27日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第15号

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

阿賀野市国民健康保険条例附則で規定する規則で定める日を定める規則（令和2年阿賀野市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。